

表 2-8-3 微小粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、令和2年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合(注)		設置主体
						日	%	
福井市	福井	住	348	7.7	21.0	1	0.3	市
敦賀市	敦賀	住	365	10.0	28.4	4	1.1	県
小浜市	小浜	住	365	9.3	25.9	4	1.1	県
大野市	大野	準工	364	9.3	27.1	3	0.8	県
鯖江市	神明	住	356	10.6	26.8	4	1.1	県
越前市	今立	住	362	9.6	25.6	4	1.1	県
坂井市	三国	未	365	9.8	26.7	4	1.1	県
若狭町	三方	未	363	9.0	26.7	4	1.1	県

(資料：環境政策課)

(注) 「日平均値の年間98%値」とは、測定結果(日平均値)の年間98パーセンタイル値(低い方から98%の範囲以下を有効)のことである。

表 2-8-4 微小粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和2年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合(注)		設置主体
						日	%	
福井市	自排福井	未	310	11.2	27.9	5	1.6	市

(資料：環境政策課)

(注) 「日平均値の年間98%値」とは、測定結果(日平均値)の年間98パーセンタイル値(低い方から98%の範囲以下を有効)のことである。

表 2-9 一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和2年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となった日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	設置主体
						時間	%	日	%	日	%					
福井市	自排福井	未	361	8682	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.8	0.4	○	0	市
敦賀市	自排敦賀	準工	364	8689	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.7	0.4	○	0	県
鯖江市	自排丹南	準工	362	8674	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.0	0.5	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。